

令和5年9月1日

お客様各位

愛知県中央信用組合

出資配当未払金のお支払いと配当金支払通知書の記載内容相違についての
お知らせとお詫び

今般、出資配当金の未払い並びに配当金支払通知書の記載内容が一部相違していることが判明しました。平成29年1月に三河信用組合との合併により、1口当たりの出資金（愛知県中央信用組合：1,000円、三河信用組合：500円）が相違していたことから、500円単位で保有していただいていたお客様には1,000円単位となるよう、増口等の対応をお願いしました。本来であれば増口いただいた合計額＜例：500円＋増口9,500円＝合計10,000円＞により配当金の計算がされなければならないところ、システム上、別々に計算されてしまい、誤差が生じてしまいました＜例：10,000円×1.5%＝150円（税引前）、500円×1.5%＝7円、9,500円×1.5%＝142円、合計149円（税引前）：差額1円＞。また、それに伴い出資口数にも同様の事案が発生した為、配当金支払通知書への記載も一部相違していました。

このため、これまでこの計算方法により出資配当金が過少であったお客様を対象に、改めて正しい配当金額を計算し、誤って過少であった金額に、配当金入金日からお支払期日までの期間に民法上の法定利息年5%を加算し、改めてお支払いさせていただくことにいたしました。

対象となりますお客様には個別にご連絡の上、お支払い手続きを実施いたします。

この度、お客様に大変なご迷惑をお掛けいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

1. 対象となるお客様

旧三河信用組合の出資金を500円単位で保有していただいていたお客様であり、平成29年3月31日から現在に至るまで保有又は譲渡された一部のお客様。

1,000円単位で保有していただいていたお客様は対象ではございません。

2. お客様への対応

上記の対象となるお客様には、個別に文書でのご説明をさせていただき、速やかにお支払い手続きを実施いたします。

【本件に関するお問合せ先】

けんしんお客様相談室

フリーダイヤル：0120-555-704

月～金曜日（祝日を除く）9：00～17：30

以上